



事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省雇用環境・均等局

職業生活両立課

就業子育て世代支援対策室

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための子どもへの対応等については、既に各地域、設置者及び学校において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

今般、この助成金・支援金については、令和 2 年 6 月 30 日までの対象期間を令和 2 年 9 月 30 日まで延長し、受付期間も令和 2 年 12 月 28 日まで延長するとともに、上限額等の引上げ（※）を行うことになりました。

つきましては、各都道府県におかれては、該当する保護者に対して当該助成金・支援金について周知されるよう、管下の小学校等（小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校（高校まで）、幼稚園、認定こども園等）及び小学校等の設置者に対して周知するとともに、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、小学校等から子どもの保護者の皆様へ連絡等される場合には、下記 HP も併せてご案内いただくなど、可能な範囲で周知にご協力いただくようお願いいたします。

（※）

小学校休業等対応助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、1労働者につき、1日当たりの支給上限額を8,330円から15,000円に引上げ

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給額を4,100円から7,500円に引上げ

（参考） 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金：

職業生活両立課 電話：03-5253-1111（内7866）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）：

就業子育て世代支援対策室 電話： 同 上 （内7929）